

4月から「障害者自立支援法」がスタートします

障害者施策を3障害一元化
サービス利用料・公費負担医療費は原則1割負担へ



問 福祉課

☎ 49-3111
(内線405)

今年4月から「障害者自立支援法」が施行され、これまでの障害者福祉制度が大きく変わります。

これまで3障害(身体・知的・精神障害)は、それぞれ別の法律に基づいて、福祉サービスや医療サービスを行ってまいりました。「障害者自立支援法」では、3

障害の施策を一元化し、共通の体系に整理します。4月からは、障害の種類が異なっても、同じ制度で同じサービスが受けられるようになります。

※現在、サービスを利用しているかたで、新たに手続きが必要なかたには、個別にお知らせの通知をお送りします。

給付の種類	4月から	10月から
介護給付	・居宅介護	・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援
	・行動援護	
	・児童デイサービス	
	・短期入所	
		・共同生活介護
		・施設入所支援
		・療養介護
		・生活介護
訓練等給付	・外出介護	・地域生活支援事業の移動支援
	・障害者デイサービス	・地域生活支援事業の地域活動支援センター
	・共同生活援助	
		・自立訓練
		・就労移行支援 ・就労継続支援
自立支援医療	※(旧)更生医療、(旧)育成医療、(旧)精神通院公費の3つが、自立支援医療に一本化されます。	
補装具		・補装具費の支給

障害者自立支援法の5つのポイント ～地域での自立した生活を支援します～

現状
就労を理由とする施設退所者が少ない

現状
障害種別ごとに複雑な施設・事業体系

現状
全国共通のルールがない支給決定のプロセスが不透明

現状
新規利用者が急増し、福祉サービス費用が増大する見込み

現状
3障害(身体・知的・精神障害)別の法律に基づいて、障害福祉サービスや公費負担医療などを提供

⑤ 障害者がもっと働ける社会に
働く意欲のある障害者が、もっと企業等で働けるよう、新たな就労支援事業を創設。雇用施策との連携を強化。

④ 利用しやすいサービス体系に
複雑な施設・事業体系を共通の体系に整理します。さらに「地域生活支援」や「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設し、利用者の身近なところでサービスを受けられるようにします。

③ 審査会を設置し、サービス利用の決定などを明確化・透明化
福祉サービス支給決定のための客観的な基準となる「障害程度区分」を導入します。「障害程度区分」は、障害程度とサービス内容を適性に判定する第三者機関である「審査会」で決定されます。

② 福祉サービス費用を皆で負担し合う仕組みの強化
利用者は、利用したサービス量や所得に応じた費用負担となります。原則として、利用したサービスの1割の定率負担です。通所サービスや入所サービスでの食費や光熱水費は自己負担となります。ただし、低所得者に配慮し、所得に応じて、「月額負担上限」を設定、そのほかにも定率負担の個人減免や、食費・光熱水費への補足給付などの軽減措置があります。

① 3障害の障害者施策を一元化
各法律をまとめて一本化し、3障害の制度格差(福祉サービスの格差)をなくし、共通のサービスを提供します。